

第4章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想

1. 基本理念、基本方針

湯之元駅周辺地区の一体的なバリアフリー化を推進するために、基本理念と基本方針を次のとおり決めました。

(1) 基本理念

みんなが 安全・安心に移動できて 湯ったり過ごせる
ウェルビーイングなまち「ゆのもと」

(2) 基本方針

基本方針①:湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える安全・安心な湯之元駅の再整備
周辺住民だけでなく、湯之元温泉を訪れる観光客も安心して使える湯之元駅のバリアフリー化を進めるとともに、地域の交通拠点として誰もが利用しやすい駅前広場の整備を推進します。
基本方針②:みんなが快適に移動できる交通環境の形成及び整備
高齢者、障がい者、子育て世代、子連れの方に限らず誰もが快適に移動できるよう歩道の拡幅・整備や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を推進します。
基本方針③:「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングなまちづくりの実践
互いを尊重し、助け合えるような社会の実現のため、市民及び事業者と一体となって「心のバリアフリー」に関する事業に取り組みます。 また、ハード・ソフトの両面からウェルビーイングなまちづくりを進めます。
基本方針④:持続的なバリアフリー化の推進
土地区画整理事業を踏まえた事業の進捗管理、それに伴う周辺地区の環境や状況に応じた基本構想の見直しを行い、持続的なバリアフリー化を図ります。

ウェルビーイング(Well-being)とは

身体的、精神的、社会的に満たされた状態(良好な状態)にあることを指し、世界保健機関(WHO)設立の憲章の中で用いられた言葉です。

「Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity」(「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本 WHO 協会訳)」)

デジタル庁では、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、共助の取組による地域の豊かさと心豊かな暮らしの共通の指標となる地域幸福度(Well-Being)指標の活用促進に取り組んでいます。

また、本市は湯之元に本社を置く小平株式会社と「企業と地域の新しい関係性を通じて、湯之元を世界に誇れるウェルビーイングタウンにしていくための連携協定書」を締結しました。

■基本理念

みんなが 安全・安心に移動できて 湯ったり過ごせる ウェルビーイングなまち「ゆのもと」

■現状と課題

<p>【現状】駅構内や駅前の空間は、高齢者や障がい者等にとって利用しやすい環境とは言えない状況です。</p>	<p>【課題解決の方向性】 駅を利用する高齢者、障がい者、子育て世代、子連れの方、観光客を含む誰もが安全に利用できるような湯之元温泉の玄関口にふさわしい駅及び駅前広場の整備が必要です。</p>
<p>【現状】周辺地区の道路は土地区画整理事業によって整備されつつあるものの、危険な箇所が見られます。</p>	<p>【課題解決の方向性】 駅利用者だけでなく、駅から各施設や施設間相互の移動、周辺住民の通学路等の日常利用を含め、円滑に徒歩で移動できる歩道等の移動環境の整備及び改善が必要です。</p>
<p>【現状】学校教育や行政、事業者は心のバリアフリーに取り組んでいます。市民への浸透は十分とは言えません。</p>	<p>【課題解決の方向性】 ハード面の整備だけでなく、誰もが「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を感じられるようソフト面での施策に取り組み、市民及び事業者と一体となった「心のバリアフリー」の醸成が必要です。</p>
<p>【現状】将来的な高齢化の更なる進展やまちの活性化を目指すためには目先の事業の完了だけでは不十分です。</p>	<p>【課題解決の方向性】 土地区画整理事業の進捗を含め、地域の状況に合わせて見直しを行い、持続的なバリアフリー化事業の実施が必要です。</p>

■基本方針

<p>基本方針 1 湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える安全・安心な湯之元駅の再整備</p> <p>周辺住民だけでなく、湯之元温泉を訪れる観光客も安心して使える湯之元駅のバリアフリー化を進めるとともに、地域の交通拠点として誰もが利用しやすい駅前広場の整備を推進します。</p>	<p>基本方針 2 みんなが快適に移動できる交通環境の形成及び整備</p> <p>高齢者、障がい者、子育て世代、子連れの方だけでなく誰もが快適に移動できるよう歩道の拡幅・整備や視覚障がい者誘導ブロックの設置等を推進します。</p>	<p>基本方針 3 「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングなまちづくりの実践</p> <p>互いを尊重し、助け合えるような社会の実現のため、市民及び事業者と一体となって「心のバリアフリー」に関する事業に取り組みます。また、ハード・ソフトの両面からウェルビーイングなまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針 4 持続的なバリアフリー化の推進</p> <p>土地区画整理事業を踏まえた事業の進捗管理、それに伴う周辺地区の環境や状況に応じた基本構想の見直しを行い、持続的なバリアフリー化を図ります。</p>
---	--	---	--

■事業内容

<p>湯之元駅及び駅前広場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの整備 改札口の一部改良(拡幅) ラッチ外(改札外)スロープの新設 バリアフリートイレの新設 男女別トイレの改良(洋式化) 音声案内の設置 触知案内板の設置 ご線橋の撤去(無運動化(単線化)にして整備) ホームのこう上(車両とホームの段差解消) 誘導チャイム(盲導鈴)の設置 列車接近表示器の設置 屋根の設置 車椅子利用者に配慮したフラット整備 	<p>交通環境の形成及び整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討 横断歩道の設置検討 横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善 歩道の設置 歩道の有効幅員の確保 車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善 歩道未整備区間の歩行者空間の確保 電柱等の移設検討 側溝の蓋などの設置及び改良 交差点の改良 道路標識、道路標示の設置 	<p>「心のバリアフリー」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実 バリアフリー・心の教育の推進 バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施(市立小・中・義務教育学校) 乗務員に対する教育の実施(身体の不自由な方などへの対応についての指導) 高齢者、障がい者をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援 高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置、声かけの実施 一般市民に障がいについて理解してもらえようようなイベントを開催 ヘルプマーク配布 認知症サポーター養成講座等認知症施策の実施 	<p>持続的なバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー基本構想策定協議会の設立・活用 PDCA サイクルに基づき、5年ごとに特定事業の分析・評価、必要に応じた基本構想の見直しの実施
---	---	---	---

2. 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区設定についての基本方針

重点整備地区については、バリアフリー法第2条で以下のとおり定められています。

- 生活関連施設(高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

また、ガイドラインでは、原則として重点整備地区は生活関連施設が概ね3以上あることとされています。

本構想では、バリアフリー法及びガイドラインを踏まえ、湯之元駅を中心とする徒歩圏内かつ3以上の生活関連施設があり、バリアフリー化事業を重点的・一体的に行うことで都市機能増進に有効と判断される地区を重点整備地区とする方針とします。

(2) 重点整備地区の区域設定

前項を踏まえ、湯之元駅周辺地区における重点整備地区は次の項目を基に設定します。

- ✓ 湯之元駅を起点に徒歩で移動できる範囲(半径300m~500m)を基本とする。
- ✓ 高齢者や障がい者を含む多くの人々が利用する生活関連施設、またそれらを結ぶ徒歩で移動できる経路を含む区域とする。
- ✓ 湯之元第一地区土地区画整理事業の範囲内又は都市計画道路に囲まれている区域とする。
- ✓ 町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって境界が明確に表示できる区域とする。

湯之元駅からバス停までの徒歩圏を整備することで、利便性の向上による湯之元駅周辺地区内外の広域な移動の促進、周辺地区のより一体的なバリアフリー化の推進に取り組みます。

3. 生活関連施設の設定

生活関連施設については、バリアフリー法第2条で以下のとおり定められています。

○高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

湯之元駅周辺には多数の施設が存在するため、ガイドラインを基に、高齢者や障がい者、妊産婦など、多様な人々が利用する施設又は常に多数の人が利用する施設として、官公庁等施設(公共施設、銀行等)、医療・福祉施設、指定避難所のほか、周辺地区のなかで敷地面積が大きく、不特定多数の利用者がいると見込まれる温泉施設及び娯楽施設をその他の施設とし、下表のとおり本構想における生活関連施設を定めました。

なお、生活関連施設に設定された施設がすぐに特定事業等の対象となるのではなく、長期的な議論を行い、必要に応じて事業を実施していきます。

表 4-1 生活関連施設一覧

区分	施設名称	選定基準
官公庁等	日置市東市来総合福祉センター	周辺住民の日常生活に必要不可欠な施設
	日置市湯田地区公民館	
	東市来郵便局	
	JAさつま日置	
	鹿児島銀行湯之元支店	
	鹿児島信用金庫湯之元支店	
教育・文化施設等	湯田小学校	災害時に避難所として機能する施設
	ゆのもと保育園	子育て世代が利用する施設
保健・医療・福祉施設	石神胃腸科内科医院	高齢者、障がい者等を含む多数の人が利用する施設
	湯之元記念クリニック	
	こだま歯科クリニック	
	デイサービス健康はうす湯之元	
その他の施設	めぐみの湯錦龍館	敷地面積が大きく、不特定多数の利用者がいると想定される温泉や娯楽施設
	パーラーマルエイ湯之元店	

※官公庁等：都道府県庁、市役所・区役所、役場、郵便局、銀行、ATM、警察署(交番を含む)、裁判所、市民・地区センター、コミュニティーセンター、都道府県税事務所、税務署など

4. 生活関連経路の設定

生活関連経路とは生活関連施設相互間の経路を指し、旅客施設から生活関連施設への動線だけでなく、生活関連施設間の移動を含み、利用頻度が高く、歩行者の交通量が多い経路を優先的に選定することとされています。

湯之元駅から各生活関連施設へのアクセスや相互間の移動を考慮し、本構想における生活関連経路を下表のとおり定めました。

表 4-2 生活関連経路一覧

場 所	道路名	選定基準	管理者	図4-1の 経路番号
国道3号	都市計画道路3・4・2号 湯之元長里線	国道3号沿いの生活関連施設を 接続する経路	国・市	1
湯之元駅 ～国道3号	都市計画道路3・4・1号 湯之元赤崎線	湯之元駅から国道3号にかけて の生活関連施設を接続する経路	県・市	2
国道3号 ～湯田小学校 ～湯之元駅	都市計画道路3・5・7号 田之湯駅前線	湯之元駅及び国道3号から湯田 小学校・ゆのもと保育園に接続 する経路	市	3

※選定基準の共通事項:道路幅員が広く、歩行者の交通量が多い経路

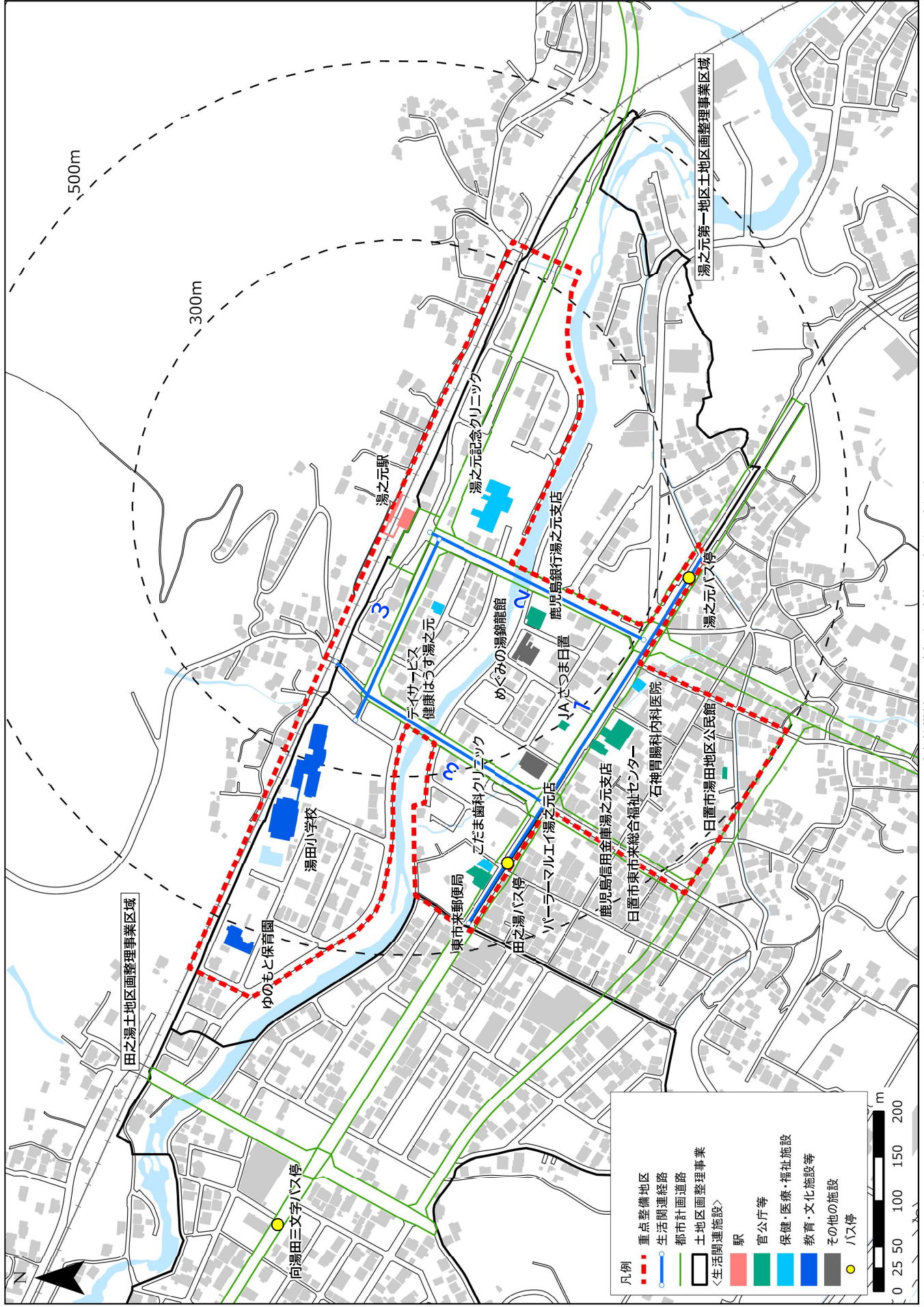


図 4-1 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路